

届出に必要な書類

必要な事項を記入し、2通提出してください。なお、図面等はA4判に折り込んでください。

- 1 沿道地区計画の区域内における行為の届出書
- 2 図面等関係図書（下表参照）

行為の種別	図面	縮図	備考
建築物の建築等 工作物の建築等 建築物の用途の変更	案内図	適宜	★防音上の制限のある建築物の場合は、平面図上にサッシ・ドア等の構造、位置を明記してください。また、排気口・給気口が音が直接入り込まない構造である旨を明記してください。
	配置図	1/100 以上	
	各階平面図 立面図（2面以上） 断面図（2面以上）	1/50 以上	
土地の 区画形質の変更	案内図	適宜	★塀等を新設する場合は、その位置と道路からの高さを明記してください。 ★敷地が沿道地区計画区域の内外にまたがる場合は、平面図等に区域境界線を明記してください。 ★遮音上の制限のある建築物の場合は、沿道整備道路の道路中心からの高さ、間口率の計算式を明記してください。
	区域図 （公共施設配置図）	1/1000 以上	
	設計図	1/100 以上	

- 3 届出チェックリスト
- 4 建築地番が確認できる資料（公図の写しなど）
- 5 その他必要な書類（必要に応じて委任状など）

（注意）

- 届出と確認申請の両方が必要な行為については、建築確認申請に使用する図書と同じものを上記の表に基づいて提出してください。
- 届出後に設計又は施行方法を変更した場合には、変更届出書（添付図書を含む）を提出してください。この場合も変更部分に係る行為を行う30日前までに変更届が必要です。